

福祉サービス第三者評価

評価結果報告書

パレット保育園たまプラーザ

2025年2月

第三者評価機関

特定非営利活動法人

よこはま地域福祉研究センター

Third party evaluation

## 目 次

施設・事業所情報.....	1
総評.....	2
第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント.....	3
評価結果 共通評価.....	4
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織.....	4
評価対象Ⅱ 組織の運営管理.....	6
評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施.....	9
評価結果 内容評価.....	13
A-1 保育内容.....	13
A-2 子育て支援.....	17
A-3 保育の質の向上.....	18

## 施設・事業所情報

第三者評価機関名 特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター

### ①施設・事業所情報

■名称	パレット保育園 たまプラーザ
■種別	認可保育所
■代表者氏名	中井 香織
■定員（利用人数）	40名(48名)
■所在地	〒225-0002 神奈川県横浜市青葉区美しが丘1-1-2たまプラーザテラスゲートプラザ 3F
■TEL	045-905-0837
■ホームページ	<a href="http://p-hoiku.com/">http://p-hoiku.com/</a>

### 【施設・事業所の概要】

■開設年月日	2010年10月12日
■経営法人・設置主体	株式会社 理究
■職員数（常勤）	16名
■職員数（非常勤）	3名
■専門職員（名称別）	・施設長 1人 ・保育士 13人 ・栄養士 2人 ・調理員 1人 ・事務員 2人
■施設設備の概要	・居室数 3 ・設備等 事務室・調理室・保育士ロッカー室など

### ②理念・基本方針

- 1 ひとりひとりを「大きな家族」の一員として認め、役割を認識させ、愛情をもって育てます。
- 2 ひとりひとりの子どもを見極め、発達段階に応じ、「感性・知性・体力を培う」三位一体のバランス保育・教育を信条として育てます。

3 ひとりひとりが意欲的な生命力を発揮できるよう「自立と自尊と自律」の精神を大切に育てます。

### ③施設・事業所の特徴的な取組

東急田園都市線たまプラーザ駅直結のたまプラーザテラスの3階にある定員40名の保育園です。近隣には、自然豊かな公園が数多くあり季節を感じながらのびのびと戸外活動を楽しめる環境です。「感性を磨き、知性を育み、体力を養う三位一体のバランスのとれた保育」で人間としての土台を築いていきます。また、「縦割り」保育と「横割り」保育を組み合わせた保育環境の中で、楽しく遊んでたくさん学び、思いやりの心やリーダーシップを育てます。

### ④第三者評価の受審状況

■評価実施期間	2024/4/30	(契約日)～	2025/1/7	(評価結果確定日)
■受審回数(前回の受審時期)	1 回(2019年度)			

## 総評

### 【特に評価の高い点】

#### ◆職員間の円滑なチームワークの中で子ども達は安心して自己表現ができています

職員は、日々の保育活動においてチームワークを大切にしています。職員が互いに連携を取り合い、子ども一人ひとりに目を配り、子どもの思いに寄り添うことで、子どもたちは安心して活動に参加できています。

少人数制の保育園ならではのメリットを活かし、活動場所の移動や柔軟な時間割を通じて工夫を凝らした保育が行われています。異年齢の子どもが同じ空間で過ごし他のクラスの子どもの行動を見たり関わったりすることでお互いを思いやり尊重する心の育成に繋がると共に、年齢毎に連続性をもった保育が可能となっています。職員は穏やかで丁寧な言葉づかいや対応でコミュニケーションが図られています。そのため子どもたちは自己表現や他者との交流を自然に身につけることができます。

安心感と温かさに満ちた環境づくりを行いながら、発達に応じた保育の質を高める努力を惜しまず、子どもたち一人ひとりの個性を尊重した保育を実践しています。

#### ◆子どもの発達段階に応じた学習・能力開発のプログラムを用意しています

個々の子どもの発達や興味を考慮した学習・能力開発プログラムが取り入れられています。0歳児からはじまる年齢毎の学習プログラム「パレット学習タイム」は、年齢に応じて「数」「書く・描く」「巧緻性(つまむ・ちぎる・折る・道具を使う)」の分野を段階的に身につけられるよう設定されています。法人の研修を受講した専門講師が興味を引き出す工夫を凝らし子どもたちが集中力や学ぶ意欲を引き出せるよう指導しています。5歳児では小学校就学に向け40分間集中して取り組めるように構成されています。学習・能力開発プログラムは地域交流において地域の子どもの体験できる機会ももっています。

#### ◆近隣地域の関係構築により安心できる環境で保育に務めています

園は商業施設たまプラーザテラスの中にあるため、散歩等外出時には店舗の人との挨拶を交わす等人と関わることで日常的に社会交流の機会をもつことができます。たまプラーザテラス商店会の避難訓練にも参加し、子ども全員の避難を協力して実施する等災害時の連携体制も構築しています。

#### 【今後期待される点】

#### ◆子どもの新しいことへの意欲や挑戦する気持ちを更に引き出していくことが期待されます

保育士同士の連携や興味や意欲を引き出す工夫、オリジナルの遊具の使用等により年齢や発達段階に応じた遊びや活動はできていますが、保育環境のスペースの都合もあり好きな遊具や絵本を自ら取り出し自由に活動することが難しい部分があります。パレット学習タイムや能力開発プログラム等により自主性や探究心を身につける保育を実践していますが、更に子どもの主体性を引き出し創造性を育むことができる環境となることが期待されます。

### 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審するにあたり、職員一人ひとりが自己評価を行い、その後職員がグループになり話し合いを行いました。第三者評価受審に向けて話し合いを多く持ち、園の運営や自分たちの保育を振り返るきっかけとなり、全職員で取り組めたことが保育の質の向上につながりました。園の自己評価としてまとめた際には、たくさんの評価項目を確認することで、事業所としてあるべき姿、現状の不十分な状況を再確認し、改善すべき点などの気付に役立ち、保育内容、業務の再確認と職員間の意識の統一を図る良い機会となりました。

今回の第三者評価による評価を受け、保育を振り返るよい機会となったとともに、別の視点からご意見をいただいたことで、気づかない点を見つけることができ、参考になりました。課題となった点は改善に向け取り組んでいきたいと思えます。子どもたちの健やかな成長のための環境整備はいかにあるべきか、主体性を育むためにどのようなことが必要なのか、用意していくか、保育士はどのような姿勢で子どもたちと向かい合うか、地域とつながる保育園とはどのような連携を目指せばよいか、引き続き、職員と保育について語り合う時間を確保しみんなで考えることを大切にしていきます。今回の評価を真摯に受け止め、職員の励みにもさせていただき、これからも子どもたちの健やかで豊かな成長のため、感性を磨き、知性を育み、体力を養う三位一体のバランスのとれた保育で、人間としての土台を築いていきます。パレット保育園の保育の質の向上に役立っていき、より良い保育を目指して前進していきたいと思っています。

最後になりましたが、お忙しい中アンケートにご協力いただいた保護者の皆様には、心より感謝申し上げます。また、評価機関、調査員の方々には、丁寧に細かく評価していただき、ありがとうございました。

## 第三者評価結果

※かながわ福祉サービス第三者評価推進機構では、a・b・c評価の判断基準を次のように定めています  
a評価：よりよいサービスの水準・状態  
b評価：多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組の余地がある状態  
c評価：b以上の取組となることを期待する状態

### 共通評価基準(45項目)

#### I 福祉サービスの基本方針と組織

##### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>【1】</b> I-1-(1)-①                      理念、基本方針が明文化され周知が図られている。                 </div>	a
<コメント> 法人の保育理念や保育方針はホームページや「パレット保育園のしおり」等に明記されています。保育理念は子ども一人ひとりの個性を大事にし、発達段階に応じて「感性・知性・体力」を培う、「自立と自尊と自律」の精神を育てるといった信条を読み取ることができる内容となっています。職員に配布されるハンドブックや保育マニュアルにも反映され、職員が保育に向かう姿勢の規範となっています。職員には入社時や研修の中で繰り返し周知し、玄関や事務室への掲示もしています。毎年年度はじめに保育理念・保育方針・スタッフの使命について穴埋め形式で理解度を確認しています。保護者に対しては入園説明会や進級説明会でしおりを用いて説明しています。	

##### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>【2】</b> I-2-(1)-①                      事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。                 </div>	a
<コメント> 社会福祉事業全体の動向については法人が把握・分析し、法人の施設長会議において周知しています。施設長は法人担当者と分析・周知された情報から園における課題を抽出しています。施設長は青葉区の園長会、自治会長・地域の保育園や幼稚園の園長、小学校副校長、地域の子ども食堂のスタッフ等によるタウンミーティングに定期的に参加し、地域の保育ニーズ・特徴や変化、地域の子どもの数・利用者像などの情報を共有し課題の把握に努めています。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>【3】</b> I-2-(1)-②                      経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。                 </div>	b
<コメント> 施設長は毎月職員体制・保育コストなどを法人に報告しています。そのデータをもとに毎月施設長・法人担当者・法人経理課が参加する損益ミーティングで経営状態を確認し、保育事業部取締役が参加する運営本部会議で役員にも共有しています。各会議で抽出された園の課題については園内研修などで職員にも周知し課題解決に向けた取組を検討・実行していますが、経営状況について職員が把握・理解するまでには至っていません。今後園全体で課題解決に向けた取組ができるよう職員が課題について把握・理解ができることが期待されます。	

##### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>【4】</b> I-3-(1)-①                      中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。                 </div>	a
<コメント> 法人保育事業部は3年を1期とした中期事業計画を策定しています。中期計画のテーマを「3年後も現状の損益を維持するために」とし、「経営の安定化」「選ばれる保育園作り」に向けた取組を計画しています。「園運営体制の見直し」「設備・装備計画の立案・実行」「次世代の育成」「障害児保育」「保護者支援」などカテゴリー別の内容は具体的な成果や数値目標の設定をし、実施状況の評価ができる内容となっています。中期計画は法人と施設長が定期的に行う状況を確認し、必要があれば見直しを行っています。	

<p>【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	a
---	---

<コメント>

法人の中期計画にもとづき、園では職員の意見を集約した園目標を設定しています。今年度は「さらなる保育の質の向上」として、単年度の事業計画は法人の保育理念・保育目標、園目標の実現に向けた具体的な内容となっており「目標入所児童者数」「SDGsに係る取り組み(質の高い保育の実践、気になる子支援、能力開発プログラムの実践、働き方向上、省エネ・節電など)」「保護者との連携の報告」「苦情対応・解決の取組」「虐待防止の取組」等が明記されています。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

<p>【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	b
--	---

<コメント>

年度のおわりに園の自己評価、職員の自己評価を実施するとともにその年度の事業計画の振り返りも行っています。施設長は事業計画の実施状況について法人担当者と確認し次年度の課題の抽出をしています。課題解決に向けた事業計画を施設長が策定し、年度はじめの園会議で全職員に周知しています。その後の園目標の設定には職員の意見が反映されていますが、事業計画策定の段階から職員が参画し意見が反映されるような仕組み作りが期待されます。

<p>【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>	b
--	---

<コメント>

事業計画は施設長・法人担当者・第三者委員・保護者等が参加し年2回行われる運営委員会で説明するほかホームページに掲載し周知を図っています。事業計画の中の年間行事や利用者定員数等について保護者に対し入園説明会や進級説明会で説明しています。行事等については保育園向けアプリでも配信し保護者はいつでも確認できるようにしています。保育の質の向上に向けた取組やSDGsに係る取組など園の取組についても保護者に周知し、事業計画についても理解しやすい工夫が期待されます。

#### 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
--------------------------------	---------

<p>【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	a
--	---

<コメント>

毎年園の自己評価や職員個人の自己評価を行い保育の質の現状を確認し、課題の抽出や改善に向けた取組を検討しています。施設長・副施設長は毎月交代で視点を変えながら職員とのミニ面談を実施し、園の状況の確認や職員個人目標の達成状況の確認をしています。また、法人内他園の施設長が定期的に巡回を行いアドバイスをしたり相談を受けることもしています。5年に1度第三者評価を受審しています。園・職員の自己評価や第三者評価の結果だけでなく保護者の意見などからも課題の抽出や改善の計画を検討しています。

<p>【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a
--	---

<コメント>

園の自己評価結果や事業報告についての分析は法人が行い、施設長会議や社内報、運営要領などでそれぞれの園の課題が周知されています。園の課題はミーティングで職員に周知されています。園の中で構成される「園児募集」「環境整備」「能力開発プログラム」等のチームが中心となり関連する課題解決に向けた計画を策定し、園全体で取り組んでいます。チームには施設長も参加しています。職員はチームに参加し課題の解決に取り組むことで保育の質の向上に向けた意識の統一化が図られています。

## II 組織の運営管理

### 1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
<p>【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 施設長の役割や責任については法人の運営規定や就業規則、ハンドブックに明記され、毎年年度初めの職員会議で職員に周知しています。会議では法人の中期事業計画や前年度の事業計画の振り返りを踏まえ、その年度の方針などについても周知しています。ホームページでも方針は伝えています。平常時・有事の際の責任者は施設長ですが、施設長不在時の権限委任などについては災害マニュアルに明記しています。災害時の最終的な報告は法人にすることとしています。</p>	
<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 施設長は毎年法人が実施する「コンプライアンス研修」を受講し遵守すべき法令の理解に努めています。法人の経理規程や修行規則の理解により、利害関係者との適正な関係保持、職員の就労についても配慮しています。法人内の施設長会議でも研修を行い、虐待防止・人権・労務・処遇改善などについても学んでいます。法人は研修動画の配信もしておりコンプライアンスについては職員がいつでも確認できる体制となっています。区の園長会などにも参加し遵守すべき法令やその地域の課題等について共有しています。施設長は職員に対し遵守すべき法令について資料の配布や口頭での説明をし理解を深めています。</p>	
<p>(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>	
<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 施設長は昼礼や園内ミーティングで毎日園の様子を確認しています。自らも園内の巡回や活動、食事に参加し、合同保育時、要配慮児の対応など積極的に保育に関わり子どもや職員とのコミュニケーションを多くとり、保育の質の現状の把握に努めています。施設長会議や区の園長会への参加により園の保育の質の現状を把握し、職員とのミーティングで向上に向けて取り組んでいます。施設長(副施設長と各月交代で)は毎月職員とミニ面談を行ない、職員個々の目標達成状況や職員の意見把握に努めています。研修は法人が計画する研修の他、職員が中心となり園内研修も計画・実行しています。キャリアアップ研修の受講や外部研修の情報も周知しています。</p>	
<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 施設長は職員の就労状況、保育コスト、利用者数などのデータを法人担当者と分析し、適切な人員配置や業務の効率化に取り組んでいます。職員ミーティング、昼礼、職員とのミニ面談を通して職員の意見も確認し、職場環境の改善を図っています。有給休暇の取得状況や家庭環境なども考慮し公平に休暇取得できるようシフトの配慮をしています。毎年職員の意見を取り入れた園目標の設定や、それぞれの職員が役割をもつチームの編成、職員が企画する園内研修などを行なうことで園内の意識の統一化を図っています。</p>	

### 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
<p>【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 人材の確保については法人が毎年園の運営状況を分析し人員配置目標の数値が示され、その数値に向けた人材確保を計画しています。人材の募集は法人が行っています。実習生からの採用や学生のアルバイトも積極的に採用しています。新入職員は法人での基礎研修において理念や基本方針などを学んだ後に各園に配置されます。配属後は園の指導担当者のOJTにより保育についての知識や技術を身に付けていく体制となっています。</p>	

<p>【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 「期待する職員像」は法人の定める「保育スタッフ行動原則A」「保育スタッフ行動原則B」「保育スタッフ行動原則C」「保育(講師)行動原則」にそれぞれ必要な知識・技術などが明記されており、職員が自らの将来の姿を描くことがしやすい仕組みとしています。年1回施設長と法人担当者が職員の中から管理者候補を推薦し育成の取組も実施しています。就業規則には採用・異動、賃金、勤務規律などが明記され、入職時の研修で職員に周知されています。施設長は職員との面談を通して個人目標の達成状況、貢献度等を総合的に評価しています。</p>	
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 職員の就労状況や意向の把握等についての責任者は施設長です。勤務状況は法人共通のシステムで管理しており、施設長はそのデータを毎月法人担当者と確認しています。職員の希望や家庭環境などに配慮した固定シフトとしており、働きやすく有給休暇は取りやすい環境です。毎年健康診断を実施する他、施設長は毎月職員とのミニ面談や日々の様子を確認し心身の健康に配慮しています。法人に相談窓口の設置をしている他、外部の相談窓口も職員に周知し相談しやすい環境としています。</p>	
<p>(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	
<p>【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 法人の「期待する職員像」は「職員行動原則」「ハンドブック」に明記しています。法人理念にもとづいた園目標を職員で検討し決めています。職員一人ひとりも1年間の個人目標を立て、達成度などを年2回の施設長との面談で確認しています。施設長は毎月のミニ面談でも目標達成に向けた具体策の進捗状況も確認しています。職員個々の目標は同じクラスの職員と共有し、個人だけでなくチームで目標達成に向けた取組が行える体制としています。</p>	
<p>【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 法人の期待する職員像は「職員行動原則」「ハンドブック」に明記されています。ハンドブックには「スタッフの使命」として行動の基本となるモットーを示し、行動原則に職員に必要とされる専門技術や資格等を明記しています。法人の年間研修計画や園内研修計画に基づき研修を実施しており、保育の質の向上に向けた「コミュニケーション」「マネジメント能力向上」「乳児・幼児保育」「障害児保育」「食育」などを学んでいます。研修後には職員から研修内容や今後受講したい研修などについて意見を聞き、次年度の研修計画に活かしています。</p>	
<p>【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 法人は職員の入職時に経験や専門資格の取得状況などについて確認し、入職後に取得した資格なども把握しています。新入職員は法人での初期研修後、配置された園の育成担当者が1年間OJTを実施しています。OJTでは指導者と職員が相談して目標を設定し、法人の定めたチェック項目に沿った指導を行なっています。3ヶ月毎に指導者と職員は目標の達成状況を確認しています。法人の研修計画や園内研修では階層別研修・テーマ別研修を実施し職員の知識・技術の向上を図っています。施設長はキャリアアップ研修や外部研修の情報を職員に周知したり必要と思われる職員には受講をすすめています。</p>	

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

【20】 II-2-(4)-①  
実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

<コメント>

実習生受入れマニュアルを整備し、大学、保育専門学校などから実習生を受け入れています。実習受入れ時には施設長が実習生・学校の指導者と面談を行ない実習内容を確認しています。実習中も学校指導者との連絡や園への巡回を通じて内容や進捗状況を確認しています。実習生の希望によりアルバイトとして勤務し継続的に保育について学ぶ機会も提供しています。マニュアルには専門職の研修・育成に関する基本姿勢は明記されていません。基本姿勢の設定により園として実習生受入れについての意義などを明確化し、実習指導者職員に対して実習指導者研修などの受講をすすめ、更なる指導力の向上に向けた取組が期待されます。

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

【21】 II-3-(1)-①  
運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

b

<コメント>

ホームページには保育理念・基本方針・保育内容・空き状況・園見学・イベントの案内や事業計画・事業報告、自己評価の内容、第三者評価受審結果などが掲載されています。ホームページに予算・決算情報は掲載されていませんが、保護者に配布する保育園のしおりには財務諸表が事務所で閲覧できる旨を掲載しています。苦情・相談体制についての体制はありますが掲載はされていません。青葉区役所や地域ケアプラザに園の情報が得られるQRコードを記載したカードを設置しています。今後ホームページに苦情・相談の体制や予算・決算情報などの掲載が期待されます。

【22】 II-3-(1)-②  
公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

<コメント>

事務・経理・取引について法人の経理規程により明確にルール化され、園ミーティングやハンドブックにて職員に周知されています。毎年園の事務担当職員と法人の経理担当者が事務や経理などについて確認をする他、法人内他園の施設長の巡回により園運営について相互に確認する機会ももっています。法人は毎年税理士による外部監査を受けており、園で必要な改善事項があれば指導を受けています。

### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

【23】 II-4-(1)-①  
子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

b

<コメント>

園の玄関に地域の子育て支援事業や園のある商業施設内にある学童のイベントなどのちらしを整備しています。職員は青葉区の地域子育てイベント「Aonicoひろば」に参加し、育児・保育、遊びなどについて相談を受けています。地域の掲示板には「パレット学習タイム体験」「保育園のおもちゃで遊ぼう」などについての案内も掲示しています。5歳児は近隣の小学校の見学や小学生との交流の機会をもち就学に向けた取組をしています。「たまプラーザテラス」の商店会にも参加しており、散歩時の声かけや避難訓練の協力体制もできています。地域との関わりについて基本姿勢の明文化と事業計画に具体的な内容の掲載が期待されます。

<p>【24】 Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	b
--	---

<コメント>

ボランティア受け入れマニュアルを整備し、登録手続きや受入れ時の留意事項、個人情報保護の誓約書等を備えています。ボランティアの受入れ実績はありません。これまで事業計画には掲載していましたが、積極的なボランティアの募集や学校教育への協力はしていませんでした。今後園の地域交流プロジェクト職員を中心に地域のボランティアの受入れや学校教育への協力をすすめていく予定です。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

<p>【25】 Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a
---	---

<コメント>

青葉区役所担当課・医療機関・警察署・消防署・地域療育センター・地域ケアプラザなど関係機関の連絡先リストを作成し事務所内に掲示し、資料も備えています。施設長は法人の施設長会議、青葉区の園長会、青葉区役所担当者や近隣の保育園や学童職員などが参加するタウンミーティングなどに参加し、地域の課題解決に向けた取り組みについて検討するなど連携を図っています。虐待などの権利侵害が疑われる場合には青葉区役所担当課、児童相談所などに相談する体制としています。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

<p>【26】 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	a
---	---

<コメント>

施設長は法人の施設長会議、青葉区の園長会、タウンミーティング、地域の子育てイベント、「たまプラーザテラス」の店長会への参加や育児相談などで地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めています。年に1回保護者の代表者、施設長、法人担当者、民生委員などが参加する運営委員会でも地域の具体的な保育のニーズについて確認しています。園では子育て相談の実施や園見学時にも相談を受けています。

<p>【27】 Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	b
---	---

<コメント>

運営委員会やタウンミーティング、法人の施設長会議、青葉区の園長会に参加し地域の保育ニーズなどを把握しています。地域子育てイベントにも積極的に参加し、育児相談や保育についての情報提供をしています。施設長は「たまプラーザテラス」の店長会にも参加し、避難訓練は子どもも全員参加し実施しています。園では地域交流プロジェクトを中心に地域との連携や協力、支援等についてすすめていく予定です。

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### 1 利用者本位の福祉サービス

<p>(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>	<p>第三者評価結果</p>
--------------------------------	----------------

<p>【28】 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a
--	---

<コメント>

保育理念や基本方針は子どもを尊重した保育を目指す姿勢が明示され、ハンドブックには全国保士会倫理綱領を掲載し、各種マニュアルも子どもを尊重した内容となっています。毎年法人や園で実施するのコンプライアンス研修や人権研修でも子どもの尊重について理解を深めています。横浜市子ども青少年局が作成した動画「よりよい保育のために」の視聴も職員にすすめています。また、毎年全国保育士会作成の「人権擁護のためのチェックリスト」を全職員で実施し、園での保育について振り返っています。子どもの呼び方や言葉についても日々振り返り職員で共通認識を持てるよう取り組んでいます。

<p>【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	b
---	---

<コメント>

子どもの着替えやおむつ交換等についてのマニュアルはプライバシーに配慮した内容となっており、目隠しやカーテンを使用していますが、プライバシー保護についての規程はありません。保育の中でもプライバシーに配慮はしていますが、子どもがひとりになりたい際などのスペースについて工夫が期待されます。プライバシー保護について職員が共通理解できる取組と、子どもや保護者にも内容や取組を周知することが期待されます。

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

<p>【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	a
--	---

<コメント>

保育理念や基本方針、保育の内容や「パレット学習タイム」などの特徴的な取組はホームページに掲載しています。園のしおりやよくある質問をQ&A形式で掲載しています。近隣の地域ケアプラザには園のQRコードを印刷した名刺サイズのカードを設置しています。しおりやパンフレットは内容が分かりやすく掲載されています。園見学もホームページや電話で随時受け付けており、施設長・副施設長が園のしおりの説明をしながら園内を丁寧に案内し保育の状況を実際に見てもらっています。質問があれば応えています。ホームページやしおりは内容の変更などがあればその都度見直し変更をしています。

<p>【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a
--	---

<コメント>

入園説明会で園のしおり(重要事項説明書)を用いて保育内容や持ち物・年間行事・感染症・非常時の対応などについて説明し、書面で同意を得ています。進級時の説明は保育園向けアプリでの配信を基本としていますが、料金の改定や大きな変更があれば詳細を説明し書面での同意を得ています。特にルール化はしていませんが、言語等に配慮が必要な保護者に対しては翻訳機の使用や青葉区に通訳の手配の相談もしています。保護者の職場の同僚に通訳をしてもらうこともあります。

<p>【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	b
---	---

<コメント>

転居などの事情により転園をする場合の引継ぎ文書などは定めていません。転園に際し引き継ぎが必要な情報や転園先から情報提供の求めがあった場合には、保護者の同意を得て情報提供をすることとしています。保育園の利用が終了した後も、施設長や担任保育士が相談を受ける体制としていますが、保護者に対し文書の配布はしていません。昨年は夏祭りの案内を配布し卒園した子どもや保護者が来訪しています。今後、卒園した後も保育園向けアプリの利用を一定期間継続し、園の行事情報などを知らせたり相談しやすい体制としていく予定です。

(3) 利用者満足の上昇に努めている。

<p>【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	b
---	---

<コメント>

施設長や保育士は毎日の保育の中で、子どもの言葉や表情、行動の中から満足度を把握するよう努めています。言語での表出が難しい乳児は表情や反応から読み取る努力をしています。運営委員会や個人面談での要望や意向の確認はしていますが、保護者に対しては行事ごとにアンケートを実施していますが、満足度を把握するための取組はしていません。今後保護者の満足度アンケートの実施や、結果を分析・検討する体制の構築が期待されます。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

<p>【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a
--	---

【判断した理由・特記事項等】

苦情解決の体制は整備され、入園時に配布される園のしおりに明記しています。苦情解決責任者を施設長、苦情受付担当者は副施設長としています。法人のお客さま相談室の連絡先や第三者委員の氏名と連絡先をしおりに掲載する他、苦情解決体制については園の玄関にも掲示しています。園の玄関にはご意見箱と記入用紙も設置しています。苦情や相談内容は苦情処理規定や苦情・相談受け付けマニュアルに沿って対応し記録の保管をしています。苦情や相談には迅速に対応していますが、対応までに時間がかかる場合には期日を伝え対応することとしています。

<p>【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	a
--	---

<コメント>

保護者からの相談は随時受け付けており、苦情受付担当者以外にも第三者委員や法人のお客様相談室などにも相談できる旨をしおりに掲載し、入園時・進級時の説明会で周知する他、園内に掲示しています。施設長や担任保育士以外の職員など複数の相手を自由に選び相談できる旨は記載されていません。相談内容により人の目に触れない場所の配慮などを行っています。今後しおりや掲示している苦情解決の体制に担当者や機関だけでなく、どの職員にも相談できることの周知が期待されます。

<p>【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	b
---	---

<コメント>

施設長や職員は子どもの送り迎え時にコミュニケーションを多くとることを心がけ、保護者が意見を述べたり相談しやすいよう配慮しています。年2回の個人面談やご意見箱の設置、行事毎のアンケートを実施し保護者の意見把握に努めています。保護者から相談や意見があった際はマニュアルに沿って規程の書式に記録し保管しています。相談について迅速な対応を心がけていますが、法人への確認や園での検討が必要な場合には期日を定め対応しています。今後保護者の意見や満足度の確認を行ない、更なる保育の質の向上につなげていくための取組が期待されます。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

<p>【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	a
---	---

<コメント>

リスクマネジメントに関する責任者を施設長と明記し、施設長不在でも職員の役割が明確にされ、安心・安全なサービスが提供出来る体制が整っています。安全に関するマニュアルが想定されるリスクごとに作成され、研修も行われています。ケガやヒヤリハットの事例報告を、昼礼・ミーティング・職員会議などで行い、事故の振り返りや再発防止に向けた検討を職員間で行い、内容は共有されています。安全確保の実施状況については、法人からの情報提供も受け、定期的に見直しを行っています。

<p>【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a
--	---

<コメント>

「感染症予防衛生マニュアル」を整備し手順書を活用した研修を行っています。事業継続計画に、感染症に係る事前の対策が明記され予防しながらの通常保育、備品の確保、発生時の対応が職員に周知されるようになっていきます。運営要綱などでも感染症の予防と発生時の対応について周知されるようになっていきます。感染症が発生した場合には、法人の有するフォーマットに沿った情報を記入し園内玄関の掲示板に掲示するとともに、保護者向けアプリで配信しています。

<p>【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a
--	---

<コメント>

災害時の対応策は事業継続計画の中で、地震・風水害に分けて発災直後から業務再開までを時系列で明示され、対応や備蓄についての体制が決められています。商業施設の中にある施設であることから、毎月実施している避難訓練の中に、商業施設が消防署と連携して実施する防災訓練に参加も組み込まれ、全園児対象に1階まで降りる訓練も実施しています。消防署員から避難の仕方など、子どもや職員への相談やアドバイスを受けています。年に一度保護者の協力を得て引き取り訓練を実施しています。園内研修では、実際に災害時の避難場所の経路確認をしています。避難訓練の様子や取り組みを保護者にも発信し、安全確保についての理解を深めています。

## 2 福祉サービスの質の確保

<p>(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p>	第三者評価結果
<p>【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	a

<コメント>

標準的な実施方法については、「ハンドブック」に職員の基本行動原則が、「保育マニュアル」に保育実践についての実施方法が明記されています。「ハンドブック」は、必要に応じていつでも見られるような手にできる大きさとなっており、職員一人ひとりに配布されています。年度初めの会議で確認するとともに、マニュアル、手順書はいつでも確認ができるように保育室に掲示されています。施設長または副施設長がクラスに入ったり、毎月の面談で相談を受けたりして実施方法が画一的なものになっていないか、標準的なものになっているかを確認しています。

<p>【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 保育の標準的な実施方法について、職員からの改善案を提案できる仕組みが整えられています。日々の保育に関する意見は園内会議や昼礼で共有され、全職員が意見を出しやすい環境になっています。法人全体では年2回、施設長からの意見を改善に反映する仕組みが設けられており、継続的な見直しが実施されています。戸外活動の手順書を掲示し、保護者にも取り組み状況を周知することで、安心感を提供しています。職員や保護者の意見を反映しながら、組織全体で定期的な検証と改善を行い、保育の質向上を目指しています。</p>	
<p>(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>	
<p>【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 指導計画の策定と実施については、新入園児は説明会と個人面談を実施し、親子の具体的なニーズを把握し指導計画に反映しています。進級児童に対しても説明会と6月頃の面談を通じて引き続き支援しています。個人の発達記録を詳細に記載し、職員間で適切に引き継ぐことで継続的な支援を実現しています。必要に応じて臨床心理士が指導計画の作成や評価に関与し、専門性を高めています。毎日の保育の振り返りを通じて計画の改善を図っています。専門機関と連携し、必要時には相談・助言を受ける体制を整えることで、支援困難なケースへの対応も可能としています。適切なアセスメントによる計画の策定から実践、振り返りまで一貫した仕組みが機能しています。</p>	
<p>【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 指導計画の評価・見直しに関して、日々の振り返りやクラス間での振り返りを行い、さらに会議で計画の評価・見直しを実施する仕組みを整えています。特に離乳食やアレルギー対応については、保護者との面談を実施し、意向を踏まえて計画を策定しています。各クラスの計画や振り返り内容は、全職員が確認できる仕組みを導入し、情報共有を図っています。変更した指導計画の内容は、保護者へお知らせや活動内容表を通じて迅速に配信して伝えています。子どもと保護者のニーズに応える柔軟な体制を構築しています。</p>	
<p>(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>	
<p>【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの発達や生活状況に関する記録を法人の統一様式に基づき行い、情報の正確な把握と共有を図っています。記録は保育園向けアプリで保管され必要時にいつでも確認可能です。記録の記入方法はマニュアルがあり職員間で統一されています。クラス会議や乳児・幼児会議、ミーティングなどを通じてチーム内での連携を図り、情報共有の徹底に取り組んでいます。情報の流れは明確化されており、現場の職員から副施設長・施設長へ適切に伝達される体制が整備され、職員全員に周知されています。</p>	
<p>【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 個人情報保護に関する管理・運営体制を整備しており、子どもの記録に関する保存、廃棄、情報提供に関する具体的な規定を設けています。文書管理リストを活用し、規定に基づいた適切な管理を徹底しています。職員に対しては、入職時に個人情報の取り扱いに関する研修を実施し、誓約書の提出を義務付けることで、個人情報保護の理解と遵守を促進しています。保護者に対しては、入園説明会で個人情報の取り扱いに関する方針を説明し、同意内容を記載した同意書の提出を求めています。このような体制により、不適正な利用や漏えいを防ぎ、個人情報の保護を徹底しています。</p>	

内容評価基準(20項目)

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>全体的な計画は、児童憲章や児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針といった法令や指針の趣旨を踏まえ、子どもを権利の主体とする理念のもとで作成されています。この計画は、保育園の理念や方針、目標を基盤としており、「一人ひとりを大きな家族の一員として認め、役割を認識させ、愛情をもって育てる」という理念を具現化するものです。子どもの発達段階に応じて「感性・知性・体力」をバランスよく育む三位一体の保育・教育を信条とし、「自立・自尊・自律」の精神を大切にしながら、一人ひとりが意欲的に生命力を発揮できる環境づくりを目指しています。養護と教育が一体的に行われ、子どもが健やかに成長するための基盤を整えています。施設長の責任の下、保育に関わる職員の参画により子どもの家庭状況や地域の実態に考慮し創意工夫されています。園の社会的責任と説明責任の明記、定期的な評価を基にした改善が行われるように計画されています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>室内の温度や湿度、換気、採光、音などの環境要素はハンドブックに具体的な数値をあげて常に適切に保ち、心地よい空間を維持しています。園内外の設備や用具、寝具については衛生管理を徹底し、清掃表を活用した日々の清掃や洗濯により清潔を保つ努力を行っています。特にトイレや手洗い場は明るく清潔で、スリッパの数で利用人数の調整を行うなど子どもたちが使いやすい工夫がなされて、安全性にも配慮されています。家具や遊具の配置は、仕切りを活用して遊び込めるスペースを設けるなど、子どもが個々にくつろぎ落ち着ける場所を確保しています。食事や睡眠のための空間も臨機応変に移動して子どもの生活リズムに配慮した空間作りが実践されています。職員による環境チームを編成し、定期的な園内環境の見直しや改善に取り組む体制が整っています。衛生管理については、保育安全計画に基づいた施設や設備、園外環境の安全点検を実施することで、子どもたちの生活空間を安心かつ快適なものに保つ努力を継続しています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>子どもの発達過程や家庭環境から生じる一人ひとりの個人差を十分に把握し、それを尊重した保育実践に取り組んでいます。入園時の面談や記録を通じて子どもの情報を収集し、職員間で共有することで、一貫性のある支援が行える体制を整えています。年齢別の研修を実施し、発達段階や個人差についての理解を深めるようにしています。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、柔軟な対応を心がけています。特に自己表現が難しい子どもに対しては、しぐさや表情を丁寧に観察し、気持ちをくみ取ることで代弁や見守りを行い、安心感を与えています。子どもの欲求には応答的に接し、思いを受け止めた上で適切な対応を行うよう配慮しています。言葉づかいにも注意を払い、子どもが分かりやすく理解できる穏やかな言葉を使用し、不必要にせかしたり制止したりしないよう職員全員が努めています。定期的な研修や振り返りを通じて、子どもの状態や成長に応じた保育を実践できるよう、職員間で協力しながら取り組んでいます。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>家庭との連携を重視し、一人ひとりの子どもの発達やペースに合わせた支援を行いながら、基本的な生活習慣の習得を促しています。幼児クラスでは、生活習慣の必要性について子どもたち自身が考える機会を設け、自分から進んで取り組む意欲を育てています。強制することなく子どもの主体性を尊重し、適切なタイミングで保健計画に基づいた指導を行っています。言葉かけや援助方法については、個々の発達段階や性格に合わせた工夫を行い、子どもの気持ちに寄り添う対応を心掛けています。遊びや「パレット学習タイム」の中で布教材やシール貼り、指先を使う活動を取り入れることで、生活習慣の習得に必要な身体的スキルを自然に育む環境を整えています。日々縦割り活動を取り入れることで、年齢の異なる子どもたちが自然に生活習慣を学び合える場を提供し、成長のきっかけを共有しています。子どもたちが自ら生活習慣を身につける意識を持ち、主体的に行動できるよう支援するとともに、家庭と連携して一貫した支援を行っています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	b
---	---

<コメント>

子どもたちが自主的・自発的に生活や遊びを楽しむことができるように「遊び込める環境」チームによる環境の整備に注力しています。玩具の棚は子どもの手の届く高さに配置され、段ボールに装飾を施した目隠しを活用し、コーナーを柔軟に変更できる工夫を施し、子どもが主体的に遊びに取り組むことが出来るようにしています。年間を通じて身体を動かす運動プログラムなどの遊びを意識的に取り入れ、天気の良い日には積極的に戸外活動を行うことで、自然とのふれあいや身体を動かす機会を確保しています。日頃から縦割り保育を取り入れ、年齢やクラスを超えた人間関係が育まれるよう支援しており、子どもたちが友だちと協力して活動する姿が見られます。近隣の方々への挨拶や、商業施設内という立地を活かして散歩やイベント参加を行い、地域社会との自然な交流を提供しています。これらの取り組みを通じて、社会的ルールや態度を身につける機会が豊かに与えられています。今後も表現活動の場と時間の工夫も継続的に行われていくことが期待されます。

<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

0歳児が安心して過ごせるよう、環境や保育に多面的な工夫を行っています。1歳児と同室ながら空間を仕切り、0歳児が落ち着ける専用スペースを確保しています。職員は、子ども一人ひとりの表情や欲求を丁寧に観察し、発語や指差しなどに応答的に関わることで愛着関係を深め、情緒の安定を図っています。製作教材や布教材を遊びに取り入れるなど、子どもの興味や発達段階に応じた環境設定を工夫しています。マットの山やソフトブロックを用いた階段を作ることで、身体を動かす遊びの機会を提供し、好奇心や探索意欲を引き出しています。おむつ替えについては、手順書を遵守し、プライバシーに配慮した専用で行うよう徹底しています。離乳食については、保護者との連携を重視し、離乳食面談シートを活用して情報共有を図っています。家庭と園での食事内容や形状を相談しながら進めることで、子どもの個々の成長に適した支援を行っています。

<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

時間的な余裕を持たせ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重した保育を実践しています。子どもの特性に合わせ、ソフトブロックをイス代わりに使うなど工夫した環境調整を行い、さりげない支援を通して達成感を味わえるように関わっています。職員は安全面への配慮を徹底し、子どもが自由に探索活動を行える環境づくりを心掛けています。発達段階や興味に応じて室内や遊びの環境を見直し、柔軟な対応を行っています。複数担任制では、担任間で保育方針を共有し、一貫性のあるクラス運営を実現しています。散歩や地域イベントへの参加、来園者とのあいさつを通じて、職員以外の大人との自然な関わりが来ています。子ども同士で認識のずれや思い通りにいかない場面が生じた際には、職員が仲立ちとなり、互いの気持ちや関わり方を丁寧に伝えることで、自我の成長を支えています。おむつからパンツへの移行など、家庭との連携を重視し、保護者と園が一体となって子どもの成長を支援しています。

<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

子どもの発達段階に応じた環境整備と職員との適切な関わりを通じて、集団の中での遊びや活動を支援しています。3歳児は「みたく」や「つもり遊び」を中心に安定して遊び、連想ゲームやしりとりを取り入れることで簡単なルールを学びながら、友だちとの関わりを楽しめるように支援しています。4歳児では、大縄跳びを通じて身体を使った遊びを展開しています。縄を通り抜ける基本的な動きから始め、ジャンプしてから通り抜ける段階へと進むことで、自己表現や成功体験を味わえる場を提供しています。5歳児は、園のイベントや「スペシャルワンディ」に向けた話し合いを通じて、自分とは異なる考えに触れたり、友だちと協力して一つの目標を達成する楽しさを実感したり出来るように、子どもの個性を尊重しつつ適切に関わっています。子どもの活動や成長の過程はドキュメンテーションを活用して保護者に共有し、商業施設内でのイベントを通じて地域の人々に伝える機会を設けています。

<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 保育室はワンフロアで段差がなく、障害のある子どもが安心して生活できる環境となっています。特別な支援が必要な子どもに対しては、クラスの指導計画と関連付けた個別支援計画を作成する体制を整えており、適切な支援が行えるよう配慮しています。臨床心理士の定期巡回や相談体制を確保し、職員全体で適切な関わり方を共有しています。早期発見のための「プロフィールシート」や「気になる子チェックリスト」を活用し、具体的な行動記録に基づく評価を行っています。このような仕組みを通じて、特別な支援が必要な子どもの状況を把握し、適切な対応を講じています。職員は、障害児保育に関する研修を定期的に受講し、必要な知識や情報を習得しています。保護者に対しては、園の方針や支援体制について説明を行い、臨床心理士への相談が可能であることの周知を図っています。子どもが共に成長できる環境づくりと保護者との連携強化を実現しています。</p>	
<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 在園時間の長い子どもが安心して過ごせるように多面的な配慮を行っています。全体的な計画や年間指導計画には、保護者を待つ子どもの気持ちを受け止め、主体的に取り組める環境を整えることが明記されています。1日の生活の連続性を意識し、朝や夕の合同時間帯には職員体制や子どもの人数、年齢に応じた柔軟な対応を行っています。合同保育や部屋分けをし、子どもたちがゆったりと過ごせる環境を整えています。家庭的な雰囲気づくりのため、ジョイントマットを敷き、子どもが寝転んだりくつろいだりできる空間を用意しています。異年齢の子どもが穏やかに過ごせるよう、長時間保育用の玩具を工夫し、子どもの興味を引き出す配慮をしています。保育時間の長い子どもには補食を提供し、生活リズムに合った食事のサポートを行っています。引継ぎボードを活用することで、職員間で子どもの状況や必要な配慮が適切に引き継がれ、保護者への、必要事項の伝え漏れがないように情報共有を徹底しています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 就学に向けた取り組みを計画的に進めています。全体的な計画には、小学校との円滑な接続を図るための意見交換の必要性が明記されており、5歳児の年間指導計画にも、就学を見通した活動が期ごとに組み込まれています。子どもたちは、小学校周辺への散歩や小学校との交流活動を通じて、小学校の雰囲気を感しながら生活の仕方を学び、就学への期待感や見通しを持つ機会を得ています。保護者に対しては、個人面談やドキュメンテーションを通じて、就学後の生活に関する情報を発信し、見通しを持てるよう支援しています。また、5歳児クラスの担任は「接続期研修」に参加し、就学に向けた知識や視点を深めています。年度末に担任保育士が保育所児童保育要録を記入し、全職員で共有することで、子ども一人ひとりの就学準備を支える取り組みを行っています。小学校との連携や保護者への情報提供、職員間の協力体制を通じて、子どもたちがスムーズに就学へ移行できるよう努めています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの健康管理に関しては、マニュアルを整備し、一人ひとりの心身の健康状態を的確に把握しています。入園時に配布するしおりには、保護者にも分かりやすく健康に関する方針を示しています。職員が所持するハンドブックには保育中の健康管理や対応方法が明記されており、体調不良やけがが発生した場合には、マニュアルに基づき速やかに保護者へ連絡を行い、事後の確認も欠かさず実施しています。子どもの健康状態に関する情報は、昼礼やミーティングノートを通じて職員間で共有されており、引継ぎ表を活用することで保護者への伝達漏れがないように徹底しています。また、保護者からの健康情報(既往症や予防接種の状況など)は常に収集し、職員間で適切に共有しています。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関しては、職員全員が研修を受け、知識を深めています。保護者には説明会を通じて情報提供を行い、園内掲示でも注意喚起を図っています。</p>	

<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの健康維持を目的として、健康診断および歯科健診を年2回、身体測定を月1回、実施しています。これらの実施日は園だよりを通じて保護者へ事前に周知し、家庭との連携を図っています。健康診断および歯科健診の結果は健康台帳に記録され、関係職員全員に共有する体制を整えています。医師からのアドバイスも全職員で共有し、必要に応じて保護者へ適切に伝えることで、家庭での健康管理にも生かされています。身体測定の結果は、保護者用アプリを活用してデータを提供しており、記録はグラフでも表示されるようになっています。これらの結果は保育計画にも反映され、個々の子どもの健康状態に基づいた保育が行われています。健康診断や身体測定を基にした保護者への適切な情報提供、保育計画への有効な反映、そして家庭との連携を重視した取り組みは、子どもたちの健康管理と健やかな成長を支えています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 横浜市の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、独自のアレルギー対応マニュアルを策定し、子どもの健康と安全に配慮した適切な対応を実施しています。アレルギー疾患を持つ子どもに対しては、医師の指示に基づいた「アレルギー疾患生活管理指導表」および「アレルギー除去食申請書」の提出を保護者に依頼し、その内容をもとに除去食の提供を行っています。除去が難しい食品については、保護者に持参を依頼するなど慎重な対応をしています。誤食防止のため、食事の提供は、固定テーブルや専用トレイの使用、記名や色分けといった工夫を取り入れ、多重のチェック体制を構築しています。調理室と保育職員間の密接な連携、さらに保育室内での情報共有にも努めています。アレルギー疾患に関する保護者への説明は、入園時のしおりを通じて周知を図り、家庭との連携を深めています。職員は、アレルギー疾患に関する定期的な研修を受講し、知識を深めるとともに、保護者や他の子どもたちに対するアレルギー疾患への理解促進にも取り組んでいます。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 子どもたちが食に関する豊かな経験を得られるよう、「食育年間計画」を策定し、計画的に食育の取り組みを進めています。給食職員と保育職員が連携し、定期的な給食ミーティングを実施することで、子どもの発達段階に応じた献立や盛り付け、食材の形状の工夫、子どもたちが楽しく、落ち着いて食事ができる環境を提供しています。子ども一人ひとりの発達段階や個人差に寄り添い、食欲やその日の体調に応じて柔軟に食事量を調整することで、子どもの食べたい気持ちを大切にしています。乳児クラスでは、食材に触れる、パスタを折る、果物の皮をむくなどの体験を取り入れ、幼児クラスでは野菜の栽培やクッキング活動を実施し、食材や調理の過程への興味を深める取り組みを行い、食べる意欲を育んでいます。保護者には、参観日に給食の試食会を実施し、「給食だより」でレシピを紹介するなど、家庭での食育にも役立つ情報を提供しています。玄関にその日の給食を展示することで保護者が子どもと食について会話をしむきかけを作るとともに園と家庭の連携を促進しています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 一人ひとりの発育状況や体調に配慮し、栄養バランスの取れた献立を提供しています。全体ミーティングを通じて子どもの喫食状況を確認し、残食の調査記録や検食簿のデータをもとに調理方法の改善に努めています。季節感を大切にし、旬の野菜や果物を取り入れるほか、郷土料理や行事に関連した献立を入れることで、地域の食文化や日本の伝統に触れる機会を提供しています。絵本に登場する料理や物語を再現した「物語メニュー」を取り入れることで、子どもたちの食体験を豊かにしています。給食職員が子どもたちと直接関わり、好き嫌いや食文化について話し合う機会を設けています。このような対話を通じて、子どもの食べる量や好みを把握し、献立の改善や調理の工夫に反映させています。保護者には、「給食だより」に前月の誕生日ケーキの写真や「物語メニュー」の絵本の紹介を掲載し、園での食育の様子を共有しています。衛生管理においては、マニュアルに基づいた体制が確立されており、衛生面で安全かつ安心な給食の提供を実現しています。</p>	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a

### <コメント>

保護者との円滑な情報交換を通じて、子どもの成長を支援する取り組みが実践されています。乳児クラスでは毎日連絡帳を活用し、子どもの健康状態や生活全般について家庭と密接に情報を共有しています。幼児クラスでは、日々の活動の様子を掲示することで保護者に子どもの様子を伝え、必要に応じて連絡帳を活用して保護者からの質問や相談に対応しています。入園説明会や進級説明会を通じて、園の理念や基本方針を保護者に伝えていきます。クラス便りや活動表では、保育活動のねらいや子どもの様子を詳細に伝えるほか、ドキュメンテーションの形式を用いて子どもの成長や学びの過程を視覚的に共有しています。参観日を設け、保護者が子ども園での生活を直接見たり、保育に参加したりする機会を提供しています。これにより、保護者は園での成長を実感できるだけでなく、保育の意図や内容についての理解も深めてもらうようにしています。年2回実施される個人面談は、家庭と園が子どもの成長を共有し、保護者の思いや要望を把握する機会とし、その内容が適切に記録されています。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a

### <コメント>

保護者との信頼関係を築くため、日々のコミュニケーションを大切にしている取り組みが行われています。日常的なあいさつや子どもの成長の様子を共有することで、保護者との関係性を深め、子どもの育ちをともに見守っています。年間行事予定に個人面談を組み込み、保護者からの相談や質問に応じる体制を整備しています。保護者の勤務時間など個々の事情に配慮し、柔軟な対応を行い、保護者が相談しやすい環境を提供しています。決められた期間以外でも、必要に応じて個別に面談の機会を設けるなど、保護者のニーズに応じて対応しています。保育園の特性を活かし、子どもの姿や作品を通して成長の連続性を見て貰えるように工夫し、子どもの育ちを共有するだけでなく、卒園までの成長を具体的にイメージ出来ることで、保護者の期待や安心感を高めています。相談内容は必要に応じて適切に記録され、記録の管理もしっかりと行われています。相談内容によっては、園長から助言を受ける体制が整っているため、職員が適切な対応を行う仕組みが構築されています。

<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
---	---

### <コメント>

職員は、児童虐待や権利侵害の兆候を見逃さないよう、登降園時の保護者と子どもの様子や、着替え時の身体状況の観察を通じて異変の早期発見を図っています。保育活動の中でも子どもの心身の状態や家庭での養育状況の把握に努めています。不審な点を認めた場合には速やかに施設長に報告する一方で、子どもの虐待予防・早期発見支援のためのチェックリストに観察や経過の記録を行い、行政機関や児童相談所への相談・通告を的確に判断できるようにしています。子どもからの気になる発言や行動は昼礼で全職員に共有され、経過観察や相談を行い、予防的な対応を実施しています。園長の判断のもと、必要に応じて関係機関と連携し、相談や通告を行う体制が整っています。児童虐待対応マニュアルが策定され、職員研修を通じて理解を深める取り組みとともに、希望者には外部研修への参加機会も提供され、職員の専門性向上を図っています。子どもたちが安心して過ごせる環境を強化していくため、引き続き敏感に状況を把握し、虐待予防に向けた取り組みを期待します。

### A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<p>職員は、自らの保育実践を主体的に振り返り、自己評価を行っています。単に子どもの活動やその結果を捉えるだけでなく、子どもの心の育ち、意欲、取り組む過程にも配慮した視点で行っています。浮かび上がった疑問や反省点は、職員間で意見交換を行い知識や意識の向上が図られています。得られた学びや改善点は、次回の指導計画作成に反映され、保育の質の向上と専門性の向上に結びついています。全職員がそれぞれの得意分野を活かして活躍できる環境を整えつつ、苦手分野についても互いに学び合う協力体制が築かれています。年度末には全職員が自己評価を行い、その結果を基に話し合いを実施し、園全体の保育実践の自己評価に繋げ、組織全体としての継続的な向上を目指す仕組みを構築しています。</p>	

---

福祉サービス第三者評価 評価機関

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター

〒231-0013 横浜市中区住吉町二丁目 17 番地 金井ビル 201 号室

TEL : 045-228-9117 FAX : 045-228-9118

URL : [www.yresearch-center.jp/](http://www.yresearch-center.jp/) Email : [top@yresearch-center.jp](mailto:top@yresearch-center.jp)



かながわ福祉サービス第三者評価認証機関 第 26 号  
東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 機構15-232  
社会的養護関係施設第三者評価機関 202205-001-01

---